

桜台東部地区のまちづくりについて

桜台東部地区重点地区まちづくり計画に基づき、防災性の向上と住環境の改善を目指し、災害に強い総合的なまちづくりを進めています。令和 5 年度より密集住宅市街地整備促進事業（密集事業）等を活用したまちづくりを行っています。

なお、建築に関する制限や届出が必要になることはありません。

（一部、助成制度の活用をご検討される場合は、事前にご相談ください。）

※案内図は裏面参照

地区の指定について

■ 再開発促進地区

再開発促進地区（2 号地区）は、計画的な再開発が必要な市街地の中で、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区をいいます。（都市再開発法第 2 条の 3 第 1 項第 2 号）

■ 防災再開発促進地区

防災再開発促進地区は、老朽建築物が多く、道路整備が遅れている密集市街地を防災街区として、一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進する地区です。（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 3 条第 1 項）

まちづくりの取組について

■ 桜台東部地区重点地区まちづくり計画

重点地区まちづくり計画は、練馬区まちづくり条例の規定に基づき定める計画であり、区が住民の皆様と協力しながら、具体的なまちづくりに取り組む際の方針を示すものです。

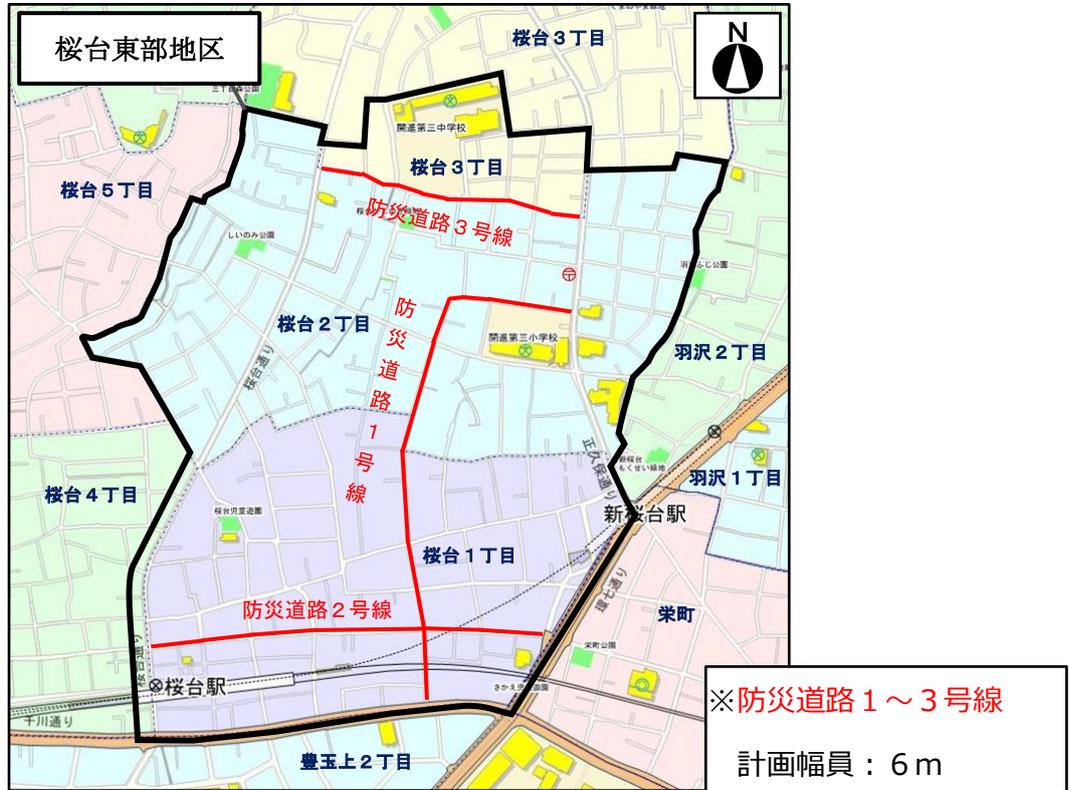
■ 密集住宅市街地整備促進事業（密集事業）

密集事業では、道路や公園等の整備、老朽住宅等の建替え促進等による住環境の改善を行います。

■ 各種助成制度

住宅の建替え等の費用の助成、狭あい道路拡幅整備助成、ブロック塀等撤去費用助成により、地区の防災性向上を目指したまちづくりを進めています。

案内図



桜台一丁目1～47番・桜台二丁目1～55番・桜台三丁目20～28番、37番、
38番の一部・桜台四丁目1番の一部、10～12番の一部、30～32番の一部

【問合せ先】 練馬区 都市整備部 防災まちづくり課 防災まちづくり担当2係

TEL : 03-5984-4749 (直通)

MAIL : BOUMACHI02@city.nerima.tokyo.jp